

### 朝日訴訟

【訴訟】1957年、結核患者の朝日茂氏が、その当時の生活保護基準が低額すぎるとして、国民に「健康で文化的な生活を営む権利」を認めた、憲法第25条に違反するとして、国（厚生省、当時）を相手に提起した行政訴訟。

【判決】一審は低額な保護基準は憲法第25条に反するとしたが、二審は違法ではないとした。最高裁は1967年、朝日氏の死亡で訴訟終了としたが、「なお、念のため」と付加された意見のなかで、憲法における生存権の規定は国の責務を宣言したにとどまり（プログラム規定）、個々の国民に具体的権利を付与したものではないとし、行政府（内閣）の裁量権を認めた。しかし、この裁判を契機に生活保護の基準が見直された。

### 堀木訴訟

【訴訟】1970年、視覚障がい者として障害福祉年金を受給していた堀木フミ子氏が、障害福祉年金と児童扶養手当の併給の禁止が、憲法第25条の生存権及び第14条の平等権の保障に違反するとして訴えた事件。

【判決】原告は第一審で勝訴したが、第二審は敗訴。最高裁は1982年、これらの措置は立法府（国会）の裁量に委ねられ、併給禁止は違憲ではないとした。第一審後の1973年には併給を認める法改正が行なわれたが、最高裁判決後には、法律はもとに戻され、併給禁止となった。

\*2014年12月以降は、法改正により、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分を受給できることになっている